

## 電気学会東京支部 電気学術奨励賞・電気学術女性活動奨励賞 規程

(名 称)

第1条 電気学会東京支部（以下、東京支部という）に電気学術奨励賞を設ける。

(目 的)

第2条

1. 電気技術の振興と奨励を図り、学生会員のさらなる獲得および会員の定着を目的に、東京支部に所属し、原則として、東京支部管内の学校に在籍する当該年度に学部を卒業（予定）の学生会員の中から、電気工学を修めた優秀な学生を表彰する。飛び級進学 of 学生も含む。
2. 学会における女性会員数の寡少な現況を鑑み、女性学生会員のさらなる獲得および「女性会員の活動の活性化と定着」を目的に、東京支部に所属し、原則として、東京支部管内の学校に在籍する当該年度に学部を卒業（予定）の学生会員の中から、電気工学を修めた優秀な女性学生会員を表彰し、「電気学術女性活動奨励賞」を授与する。飛び級進学 of 学生も含む。
3. 電気学術奨励賞、および電気学術女性活動奨励賞の英文名称は、いずれも **IEEEJ Tokyo Branch Student Encouragement Award** とする。

<解説>

優秀な学生を選んだ際に女性が入っていなければ、活動を一生懸命行っている女性を選んでいること、また、女性が少ないからこそ、その活動を勇気づけるために「女性」表記を残したいとの要望もある。平成 24 年 6 月現在、この状況に変わりはないことから設立思想を引き継ぎ、和文名称を踏襲する。一方、英文名称は、和文との一部不整合はあるものの、表彰の考え方を踏まえ、わかりやすくシンプルに男女同一の表記とした。

(被受賞資格)

第3条 受賞時には電気学会会員であること。

(選考方法)

第4条 第 5 条により、理由を付して推薦された学生会員の中から、東京支部役員会において表彰学生を決定する。

(推薦方法)

第5条

1. 東京支部役員会が定める基準日における学生会員数上位 15 校の学生員委員会委員が所属する学科長に、優秀学生会員 2 名の推薦を依頼する。なお、学生会員数が同数の場合は、上位 15 位までの学校全てを含むものとする。
2. 学生員委員会委員の推薦により、第 1 項に含まれない学校から、さらに 15 校前後を選出し、当該校の学生員委員会委員が所属する学科長に優秀学生会員 1 名の推薦を依頼する。選出方法は東京支部役員会の定めるところによる。
3. 第 1 項、第 2 項による選出校がない支所にあつては、支所長の推薦により当該支所内から 1 校を選出し、当該校の学生員委員会委員が所属する学科長に優秀学生会員 1 名の推薦を依頼する。なお、東京都については、東京支部学生員委員会委員長を支所長と読み替える。
4. 東京支部役員会により、第 1 項、第 2 項、第 3 項に含まれない学校から、10 校を限度に選出し、当該校の学生員委員会委員が所属する学科長に優秀学生会員 1 名の

推薦を依頼することができる。

5. 学生員委員会委員がない学校にあつては、「学生員委員会委員が所属する学科長」を「東京支部役員会が指定する当該校の学科長」と読み替える。電気関係の学科が学科ではなくコース等の場合は、「学科長」を「コース長」等と読み替える。複数学部で電気関係の学科を持つ大学については、「学校」を「学部」と読み替える。
6. 第1項～5項による推薦枠とは別に、「電気学術女性活動奨励賞」として1名の特別推薦枠を設ける。なお、この特別枠の推薦は第1項～5項により決定された全ての選出校に依頼する。

(表彰)

第6条 第4条により決定された優秀学生会員は、東京支部長より賞状を贈り、表彰するものとする。

(付則)

1. 本規程は平成12年10月1日より施行する。
2. 本規程は平成16年1月9日一部改正
3. 本規程は平成17年8月26日一部改正
4. 本規程は平成18年1月6日一部改正
5. 本規程は平成20年5月16日一部改正
6. 本規程は平成24年8月3日一部改正
7. 本規程は平成27年1月14日一部改正
8. 本規程は平成28年5月18日一部改正
9. 本規程は令和元年5月17日一部改正